本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業所						
名称/所在地	社会福祉法人青山里会 / 三重県四日市市山田町 5500-1					
TEL/FAX	059-328-2177 / 059-328-2905					
代表者氏名/設立	理事長 近藤 辰比古 / 昭和49年6月1日					

2.	2. ご利用施設				
	施設の名称	障害者支援施設 小山田苑			
施設の所在地		〒512-1111 三重県四日市市山田町 5500-3			
	TEL/FAX	059-328-2151 / 059-328-2905 (FAX)			
	開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日			
	施設の運営方針	最も援助を必要とする最後の1人の尊重とノーマライゼーション理念のも と、障害をもつ人の自立を支援します。			
	管理者	施設長  三瀬 正幸 / 副施設長 下西 正人			
サービス管理責任者		畑中 由美 / 下西 正人			
	指定番号	2410200287 / 平成 23.4.1 指定			
生活介護	施設の目的	日中において、入浴・排泄・食事等の介助や生活に関する相談およびその他 必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動、機能訓練活動等の福祉 サービスを提供します。			
介護	定員/主な対象者	80 名 / 身体障害者・知的障害者			
μх	営業日/休業日	通所により提供する生活介護 月曜日〜金曜日 / 年末年始(12/30〜1/3)			
	営業時間	8:30~17:30 まで			

当施設では、居室以外に次の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生 労働省が定める基準により「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において 設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負 担いただく費用はありません。

3. 居室以外の設備	<b>献要(設置義務)</b>
食堂	4室(3F、4F、5F、6Fに各1室)
医務室	1室(3F)
静養室	1室(3F 医務室隣り)
浴室	3室(一般浴室は 2F に 1室、特殊浴室は 2F, 3F, 4F, 5F に各 1室)
洗面所	3室(3F、4F、5Fに各1室)
トイレ	5室(2F、3F、4F、5F、6F)車椅子可能
作業室	1室(6Fに社会適応訓練室「パソコン体験」)
相談室	1室(6F)
機能訓練・集会室	1室 (2F)

<sup>・</sup> 当施設において居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたっては、お互い利用者のご迷惑に ならないような配慮をお願いいたします。

4. その他の設備・サービスと利用上の注意事項					
公衆電話	携帯電話の利用について制限はありません。 公衆電話は施設内に1ヵ所(4F エレベーター前)設置してあります。				
ペット	持ち込み及び飼育はできません。				
宗教政治活動 思想、信教は自由ですが、職員や他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠					
飲酒喫煙	全館及び敷地内は喫煙禁止です。施設敷地外の所定の灰皿設置の場所をご利用ください。 施設行事等、施設が許可した場合を除き、居室、デイルーム、廊下等での飲酒は禁止です。 6F 喫茶コーナーをご利用下さい。又、指定場所以外での火器使用しないで下さい。				
飲食物の	保管スペースやご利用者の健康管理上、又は食中毒予防の観点から持ち込みを制限する場合				
持ち込み	があります。				
物品の	スペースや安全面・衛生面・電気容量などから制限がございます。 <u>必ず事前に施設の許可</u> を				
持ち込み	必要とします。				

不要となった個人所有の備品については各人の責任・ご負担において処分して頂きます。

#### 5. 主な職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定障害者福祉サービス(施設入所支援・生活介護・短期入所)を提供する職員として指定基準(※1)を遵守した下記の職種の職員を配置しています。

			1/22107					
職種	常勤	常	勤	非常勤		勤務体制		
4以1里	換算	専従	兼務	専従	兼務	到7为14中1		
管理者(施設長)	1	1				正規の勤務時間帯( 8:30~17:00) 常勤で勤務		
サービス管理責任者	2	2				正規の勤務時間帯( 8:15~17:15)常勤で勤務		
看護師	3.3	3		1		日勤(8:15~17:15)※宿直(13:30~翌9:30)		
生活支援員	47.6	31		22	1	早番(7:30~16:30)日勤(8:15~17:15)		
工/4人7及只	47.0	31		22	'	遅番( 9:30~18:30) 夜勤(17:00~翌9:00)		
理学・作業療法士	1	1				正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務		
管理栄養士	1	1				正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務		
医師	0.1				5	内科(毎週木・金曜)神経内科(第1・第3の月曜)		
스마						精神科(第1・第3水曜、最終週の金曜)		
調理員	5.1	3		5		9:00~17:30 9:30~18:00 9:30~18:30		
						10:30~19:00		
事務員	3	2		3		正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務		
作業員・運転手	1.6			3		正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務		
その他	1	1						
合計	66.7	45		34	6			

- ・ 常勤換算数とは職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定 勤務時間で除した数です。
- 勤務は1カ月単位の変形労働時間制です。

#### ※1指定基準

対象となる職種(看護職員 + 理学・作業療法士 + 生活支援員)

利用者の平均障害程度区分(前年度)	前年度の延利用者数:対象となる職種の常勤換算数
平均障害程度区分4未満	6:1
平均障害程度区分4以上5未満	5:1

<u>ī</u>	P均障害程度区分5以上	3:1			
		<u> </u>			
その他、専門的な支援等に係る従業者の配置状況					
	人員配置体制加算Ⅱ	上記のとおり指定基準上求められる職員 24 人の配置を上回る 47.6 人を配置、職員体制 1.7:1 でより質の高いサービス提供に努めています。			
生活介護	福祉専門職員配置加算I	「生活支援員」として常勤で配置している 31 名の職員の うち 14 名が社会福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービスの提供に努めています。			
	福祉専門職員配置加算Ⅲ	「生活支援員」として常勤で配置している 31 名の職員の うち 20 名が勤続3年以上である。			
	常勤看護職員等配置加算(九)	常勤換算で3以上の看護職員を配置し、利用者の健康管理 に努めています。			

#### 6. 当施設が提供するサービスと利用料金(契約書第4条、第5条参照)

#### (1) 当施設が提供するサービス

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、 利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者に同意をいただくものです。

尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

### ① 日常生活の支援

サービス項目	サービス内容		
食事の提供	利用者の心身の状況・嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を提供します。(昼食 12:00~) 食事提供にあたっては、管理栄養士が利用者の身体状況に合った献立を作成・提供させていただき、適切な食事の介助を行います。		
入浴の提供	入浴は毎週 2 回行います。利用者の身体の状況と希望を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合や本人の希望時には清拭を行うなど適切な方法で実施します。		
排泄の支援	利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施します。		
離床の支援	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。		
整容等の支援	個人としての尊厳に配慮し、適切な着脱衣・整容が行われるよう援助します。シーツ交換は 週1回以上行います。		
機能訓練	地域において自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導及び訓練を実施し ます。		
余暇活動	必要な教養娯楽設備を整えるほか、適宜心身の活性化を図るレクリエーション行事を企画します。		
相談支援	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を 行うように努めます。また、相談担当者が相談相手として不適切な場合は、他の生活支援 員等を指名することができます。		

### ② 医療及び健康管理

服薬	利用者の状況に応じた適切な医療と健康管理が図られるよう、看護師は服薬について適 切な助言・指導及び必要な支援を実施します。
健康管理	看護師が毎日健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師と連携を図り、健康管理に

	努めます。	
		念温泉病院受診、又は、受診の結果、他の医療機関への救急搬送が必 医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎ、適切な治療が受 ます。
	協力医療機関名	小山田記念温泉病院
医療	院長 所在地 電話 診療科	村嶋 正幸 三重県四日市市山田町 5538 - 1 059-328-1260 内科、神経内科、循環器科、血管外科、整形外科、眼科、耳鼻咽 喉科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、歯科、消化器内科、物忘れ 外来、リハビリテーション科

#### ③ 送迎サービスについて

利用者及びその家族が希望し、施設が必要と認めた場合、自宅と当施設間の送迎サービスを実施します。

送迎サービス提供範囲については、施設から半径 12 kmまたは片道 30 分程度までを可能な条件の目安としますが、送迎ルート(曜日や車両の確保状況)により、送迎できない場合があります。個々の利用者について、その都度施設が決定します。

#### ④ 個別的なリハビリテーション

医師・理学療法士・作業療法士・その他の者が共同して利用者ごとの希望必要時に応じて 作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供します。

実施曜日及び時間帯については個別にご相談いたします。(この場合はリハビリテーション加算を頂ます。P6 参照)

# ⑤ 利用者が生活介護サービス等を利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅への訪問や電話等による相談・支援を行います。

家庭等への訪問に よる相談・支援	常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続してご利用されなかった場合、利用者の同意のもと、その方の自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。(この場合はP5の訪問支援特別加算を加算させていただきます。)
電話等による相談・支援	急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅にお電話し、安否確認を含め必要な相談・ 支援を行います。(この場合は P5 の欠席時対応加算を加算させていただきます。)

#### (2) 利用料金について

次に表示のサービスについては、食事・光熱費を除き、サービス利用料金全体の9割が介

護給付費等の給付対象になります。施設が介護給付費等の給付を直接市町村から受け取る (代理受領)場合、利用者にはサービス利用者料金全体の1割(定率負担)の額をお支払い いただきます。なお、代理受領を行わない場合(償還払いも含む)については一旦全額を施 設にお支払いいただきます。

#### 《サービス利用単位(1日あたり)》

個別支援計画に定めた支援時間で算定されるように変更されたため細分化されています 【生活介護】80名

利用者の障害支援区分	区分 2※1	区分 3	区分 4	区分 5	区分6
生活介護サービス単価(7~8時間)	440円	488円	548円	794 円	1027
生活介護サービス単価(6~7時間)	430円	475円	535円	772円	1000
生活介護サービス単価(5~6時間)	311円	343 円	385 円	557円	720
生活介護サービス単価(4~5時間)	266 円	295 円	330円	478 円	618
生活介護サービス単価(3~4時間)	222 円	245 円	276円	398円	515
専門的な支援に係る加算単位等※2	250円	250円	250円	250円	250円
生活介護食費(昼510円)	510円	510円	510円	510円	510円

- ※1 50 歳未満の方は障害程度区分 4 以上、50 歳以上の方は区分 3 以上の方が対象になります。
- ※2 人員配置体制加算 II (生活介護)、福祉専門職配置加算 I (生活介護)、福祉専門職配置加算 II (生活介護)、福祉専門職配置加算 II (生活介護)、高計 (生活介護)の合計
- ※3 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、生活介護サービス単位(1単位 10.37円)で表示してあります。

#### 【生活介護】

加算	単価	内容	
人員配置体制加算Ⅱ (1.7:1)	197/日	看護職員+PT・OT+生活支援員を、常勤換算方法で前年度の利用 者数の平均値に対してそれぞれの数以上配置している場合	
常勤看護職員等配置加算 (九)	24/日	看護職員を常勤換算で3以上配置している場合	
福祉専門職員等配置加算I	15/日	常勤の支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、又は精神保健 福祉士である従業員が 25/100 以上	
福祉専門職員等配置加算Ⅲ	6/日	常勤の支援員のうち、3年以上の経験があるものが100分の 30以上の割合でいる場合	
介護職員等ベースアップ加 算 I	所定単位 ×11/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31 まで)	
福祉・介護職員処遇改善加 算 I	所定単位 ×61/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31 まで)	
福祉・介護職員等特定処遇 改善加算 I	所定単位 ×17/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.5.31 まで)	
福祉・介護職員等処遇改善 加算 I	所定単位 ×101/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.6.1~)	

《施設が条件を満たした場合、下記を報酬に加算いたします》

加算	単価	内容		
食事提供体制加算	30/日	低所得 1.2、一般(所得割 16 万円未満)が対象であり、障害 福祉サービス受給者証に加算該当の記載がある方		
欠席時対応加算	94/日	利用日の当日、前日、前々日に、急病等で利用中止の連絡をいただいた場合、利用者又は家族等との連絡調整その他相談援助を行い、1ヶ月4回を限度として加算する		
訪問支援特別加算	1 時間未満 187/日 1 時間以上 280/日	概ね3ヶ月以上継続して利用している利用者が5日以上連続 して利用が無いときに、本人または家族の同意の下、家庭訪 問を行い利用に係る相談援助等を行う(月2回を限度とする)		
初期加算	30/日	利用開始日から 30 日間を限度として加算		
視覚・聴覚言語 障害者支援体制加算 41/日		視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有するもので生活 支援に従事する者		
リハヒ゛リテーション加算 I・II	加算 I …48/日 加算 II …20/日	理学療法士等が共同して利用者ごとの実施計画書を作成し、 それに基づいた機能訓練の実施、記録、計画の見直し、評価を 行う。また、リハビリテーションの観点から、介護の工夫等の 情報伝達を行う		
入浴支援加算	80/日	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に 係る支援を提供する		
栄養スクリーニング 加算	5/回	利用開始及び6月ごとに利用者の栄養状態を確認し、その情報を当該利用者を担当する相談支援専門員に提供する。		
栄養改善加算	200/回	低栄養又は過栄養状態にある利用者に対して栄養状態の改善 等を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管 理を行い、心身の維持又は向上に資するもの		
利用者負担 上限管理加算	150/日	他事業所を利用し、サービス費に対する定額負担がある利用 者に対し、負担合計額の管理を行う		

#### 〈利用者の負担減免について〉

1ヶ月あたりのサービス利用料にかかる「定率負担」(食費・光熱費を除いたサービス費) については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定 され、利用されたサービス料にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

ただし、上記収入額から、利用者本人の工賃等による就労収入については、28.8万円/年を控除する場合もあります。

尚、所得を判断する際の範囲は障害のある方とその配偶者です。(18歳以上の障害者)

#### 【利用者負担に関する月額上限】

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村税非課税世帯で、サービスを利用する ご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得 2	市町村税非課税世帯	0円
一般	市町村税課税世帯(所得割 16 万未満)	9,300円
一般	市町村税課税世帯	37, 200 円

# 小山田苑「生活介護」 重要事項説明書

2024年4月1日

- 世帯の所得状況に応じて、食費・光熱費の実費部分の補足給付があります。(特定障害者特別給付費)
- 特定障害者特別給付、月額負担上限額につきましては、市町村から発行される障害者サービス受給者証に記載されておりますので、詳しくは担当職員(ソーシャルワーカーまたはサービス管理責任者)にお尋ねください。

#### (3) 障害福祉サービス費の対象外サービス

下記のサービスについては、障害福祉サービス費の対象にならないため、所定の料金をお 支払い頂きます。

① 食費 昼食 510 円 (食事提供体制加算対象者 210 円)

利用者が、サービス利用を取り消し、または昼食までに早退を希望する場合は、利用予定日の前日の午前中までに事業所までお申し出頂ければ、利用予定日の昼食代は頂きません。サービス利用日の前日の午前中までの間に申出ない場合、利用予定分の食費全額(昼食 510 円)を頂きますのでご了承ください。

#### ② 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

特別な設備の使用、特別な娯楽の提供、協力医療機関外の医療機関への移送等に要した 実費相当額。(費用がかかる場合は事前に相談させていただきます。)

#### (4) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記の(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までに次項のいずれかの方法でお支払いください。(ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その翌日とします。)

#### (支払方法)

- 原則、百五銀行からの自動引落しにてお支払い下さい。
- その他の方法は下記の通りとなります。
  - 1. 指定口座への振込み 百五銀行 四日市西支店 普通 口座番号 169906
  - 2. 青山里会窓口での現金支払い

#### 7. 利用者の記録や情報管理・開示について(契約書第8条参照)

当施設では関連法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。事前にお申出ください。

尚、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

#### 〈当事業所における記録の項目〉

- 1. 個別支援計画
- 2. サービス提供の具体的な内容
- 3. 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省で義務付けられた市町村への通知事項
- 4. やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- 5. 利用者からの苦情の内容と対応
- 6. 事故の状況及び事故に際しての対応
- 期間はサービス提供完了日から5年間です。
- 閲覧・複写が出来る窓口業務時間は、午前8:30~午後5:00です。
- 個人情報保護法に基づく等事業所の個人情報保護方針については、別紙をご覧下さい。

#### 8. 身元保証人について(契約書第9条, 13条, 17条参照)

身元保証人は契約書に定める、利用者の故意、過失により施設備品の補修が必要となった 場合や施設からの契約解除理由に該当する事態が発生した場合など、利用者の施設に対する 一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う他、利用者自身が認知症、知的障害、 精神的疾患などにより判断能力が充分でない状況が認められ、契約行為等が困難な場合、当 施設と協議の上、成年後見制度の申し立てを行うなどの必要な措置を行うものとします。

# 9. 苦情の受付について(契約書第16条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。直接窓口にお越し頂くことが困難な場合は、文書等でも結構です。(意見箱を1F玄関と2Fデイルームに設置しております)

(1) 青山里会サービス相談窓口

担 当:大和 俊介(ソーシャルワーカー)

受付時間:午前8:30~午後5:00

電 話:059-328-2151

※お越し頂く前に必ずご一報下さい

- (2) 第三者委員:田中紘美(青山里会評議員)・藤井由紀子(青山里会評議員)
- (3) 行政機関・その他苦情受付機関
  - ① 三重県社会福祉協議会サービス運営適正化委員会 〒514-8522 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話 059-224-8111

2	(	)市役所・町村役場(	)課
	<u> </u>		
	雷話		

# 小山田苑「生活介護」 重要事項説明書

令和	年	月	日					
説明者	1:障害	害者支援	施設	小山田苑				
		生活支持	爰員	氏名		印		
私は本	書面に	こ基づい <sup>・</sup>	て事業	美者から上記 <i>0</i>	)説明を受け	-内容を承諾し	ました。	
令和	年	月	日					
利用者	<u>.</u>							
	住所_							_
	氏名_				印			
署名代	行者							
	住所_							_
	氏名_				印			
		(代	行理日	<u> </u>			)	
	r書面に なしまし		て事	業者から上記(	の説明を受け	け利用者の身え	元保証人とし	ての責任につ
令和	年	月	日					
身元係	人証							
	住所_							_
	氏名_				F	<u>1</u> 続柄 (		)